

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第13号）

贈与税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

① 対象会社要件

- ・ 中小企業者であること。
- ・ 上場会社等・風俗営業会社に該当しないこと。
- ・ 資産保有型会社又は資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」）に該当しないこと。
- ・ 総収入金額が零を超えていること。
- ・ 常時使用従業員数が1人以上（その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合（その会社又はその会社による支配関係がある法人がその特別子会社の株式等を有する場合に限ります。）には5人以上）であること。
- ・ 特定特別子会社が、大会社、上場会社、風俗営業会社に該当しないこと。
- ・ 特例措置の適用を受ける後継者以外の者が拒否権付株式を保有していないこと。
- ・ 第二種特例贈与認定前に、その「中小企業者」が第一種特例贈与又は相続の認定を受けており、かつ、第二種特例贈与を受ける時において、当該中小企業者の「代表者」が当該中小企業者の株式等について第一種特例贈与又は相続を受けていること。

② （受贈者）後継者要件

- ・ 贈与時において、第二種特例経営承継受贈者とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること。
- ・ （後継者一人の場合）同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること。
- ・ （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないこと。
- ・ 贈与時に18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与は20歳以上）の代表者であり、かつ、贈与の直前において役員であること。
- ・ 贈与により取得した株式等を継続して保有していること。
- ・ その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと。
- ・ 特例承継計画に記載された後継者であること。

申請手続きを行う前に、必ず第7章用語・定義を通読いただき、用語の意味するところをご確認ください。

第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第13号）

贈与税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

③（贈与者）先代経営者以外の株主等の要件

- 先代経営者からの贈与又は相続以後に、贈与を行った者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期限までに、当該贈与に係る贈与税申告期限（延長前）が到来する場合に限ります。）。
- 会社の代表者でないこと。
- 既に特例措置の適用に係る贈与をしていないこと。
- 一定数以上の株式等を贈与すること

（後継者一人の場合）

①贈与者と後継者の保有議決権数が合わせてその会社の総議決権数の2/3以上である場合

⇒贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるように贈与

②贈与者と後継者の保有議決権数が合わせてその会社の総議決権数の2/3未満である場合

⇒贈与者が保有する議決権株式等のすべてを贈与

（後継者二人又は三人の場合）

贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が10%以上であり、かつ、最後の贈与後（※）に後継者が贈与者よりも多くの議決権数を有するように贈与

（※）後継者が二人の場合には二人目の贈与後、三人の場合には三人目の贈与後を指し、贈与者と後継者が同率であることは不可。

【先代経営者からの贈与（第一種特例贈与）との相違点】

先代経営者以外の株主等からの贈与については、下記の要件はありません。

- その贈与者が、代表権を持っていた者であること。
- その贈与者が、同族で議決権の過半数を有していたこと。
- その贈与者が、同族内で最も多くの議決権数を有していたこと。
- その贈与者が、特例承継計画に記載された特例代表者であること。

申請手続きを行う前に、必ず第7章用語・定義を通読いただき、用語の意味するところをご確認ください。

第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第13号）

贈与税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

中小企業者が法第12条第1項の認定（贈与税の納税猶予制度の特例の認定）を受けようとする場合の基本的な手続きについては以下のとおりです。

先代
経営者
からの
移転

先代経営者からの贈与

先代経営者の相続の発生

先代経営者からの贈与又は相続以後に、贈与を行った者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期限までに、当該贈与に係る贈与税申告期限（延長前）が到来する場合に限ります。）。

1/1
～
12/31

先代経営者以外の株主等からの贈与

認定を受けるためには、贈与者及び後継者が有している議決権数に応じ、株式を一括して贈与する必要があります。

10/15
～
翌年
1/15

都道府県知事への認定申請

贈与認定申請基準日から贈与日の属する年の翌年の1月15日までの間に、本社が所在する都道府県庁へ認定申請してください。申請書は、様式第7の4を使用してください。

申請書の書き方は「申請マニュアル」を、添付書類については「添付書類マニュアル」をご参照ください。

翌年
2/1
～
3/15

贈与税の申告・納税

贈与日の属する年の翌年の3月15日までに、所轄の税務署へ贈与税の申告をしてください。（都道府県知事の認定書とその他の必要書類の提出が必要です。） また、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

なお、申告期限は延長されることがあります。申告期限が延長されている場合、年次報告書は、「延長後」の申告期限に基にした報告基準日に基づき作成していただく必要があります。**必ず、申告期限の延長の有無をご確認ください。**

第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第13号）

贈与税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

贈与税の納税猶予制度の特例の適用を受けようとする後継者は、贈与の時以後、当該中小企業者の代表者であり、贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれる者で、下記に掲げるいずれにも該当する必要があります。

- 贈与の時以後において代表者であること

株式等の贈与を受けた後継者は、その贈与の時点及びその後、代表権の有している者である必要があります。

- 贈与により取得していること

株式等については、贈与により取得していることが要件とされます。したがって、売買で取得した場合には、要件を満たさないこととなります。

- 贈与税を納付することが見込まれること

後継者が法人からの贈与により株式等を取得した場合、後継者には所得税が課され贈与税は課されないことになるため、要件を満たさないこととなります。

- 中小企業者であること

中小企業者に該当するかどうかの判定方法は、第7章「用語・定義」のうち、「中小企業者」の項をご参照ください。

業種目	資本金 又は	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

第2章 都道府県知事の認定について

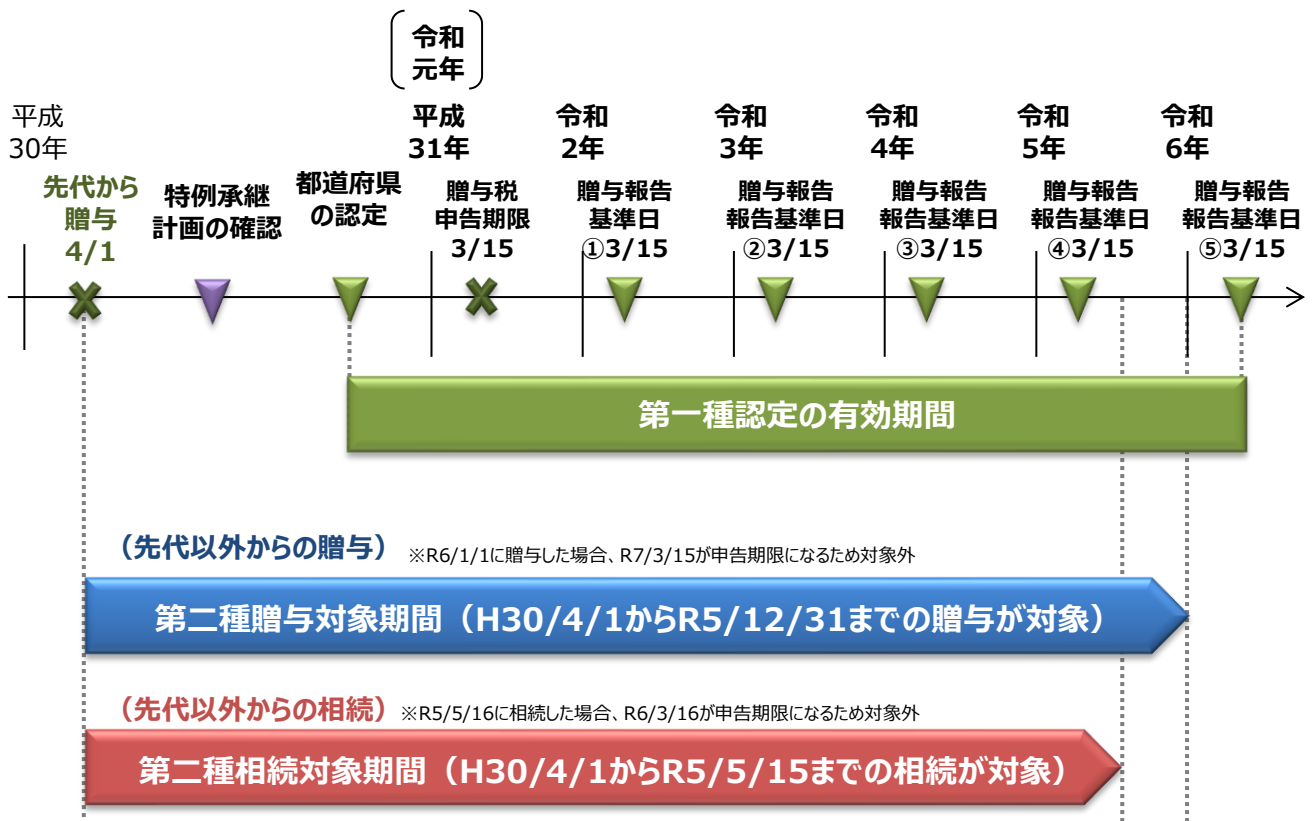
第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- 先代経営者からの贈与又は相続以後に、贈与を行った者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期限までに、当該贈与に係る贈与税申告期限（延長前）が到来する場合に限ります。）

先代経営者以外の株主等からの贈与について、特例措置の適用を受けることができる期間は以下のとおりです。ただし、この期間内であったとしても、その会社が受けた認定のすべてが取り消されているときは対象となりません。

なお、先代経営者からの贈与（第一種特例贈与）や相続（第一種特例相続）と、先代経営者以外の株主等からの贈与（第二種特例贈与）は、同日であっても適用可能ですが、先代経営者からの贈与・相続が先に行われている必要があります。

先代経営者が贈与で株式を承継していた場合



第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- 上場会社等・風俗営業会社に該当しないこと

認定を受けようとする中小企業者は、上場会社等又は風俗営業会社に該当していないことが必要です。

「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を営む会社です。

なお、バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

- 資産保有型会社に該当しないこと

認定を受けようとする中小企業者は、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、「資産保有型会社」に該当しないことが必要です。

資産保有型会社については、第7章「用語・定義」のうち、資産保有型会社の項をご参照ください。

- 資産運用型会社に該当しないこと

認定を受けようとする中小企業者は、第二種特例贈与認定申請基準事業年度※において、「資産運用型会社」に該当しないことが必要です。

資産運用型会社については、第7章「用語・定義」のうち、資産運用型会社の項をご参照ください。

※第二種特例贈与認定申請基準事業年度とは、下記①と②のすべての事業年度をいいます。そのため2以上の事業年度となる場合もあります。

- ① 贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度
- ② 「贈与の日の属する事業年度」から「第二種特例贈与認定申請基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」までの期間における各事業年度

- 総収入金額が零を超えていること

第二種特例贈与認定申請基準事業年度における損益計算書上の総収入金額（営業外収益と特別利益は除きます。）が零の場合には、認定を受けることができません。

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- ・ 常時使用従業員数が1人以上（その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合（その会社又はその会社による支配関係がある法人がその特別子会社の株式等を有する場合に限ります。）には5人以上）であること

その会社に1人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

ただし、その会社が下記①②の双方に該当する場合にあっては5人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

- ① 申請者又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。
- ② 申請者の特別子会社が外国会社に該当すること。

支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の50%超を直接又は間接に保有される法人をいいます。

また、直接又は間接に保有する関係とは、次の関係をいいます。

(i) 一の者が他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有する場合における当該一の者と当該他の法人との間の関係（直接支配関係）とする。

(ii) この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1以上の他の法人（又は当該一の者との間に直接支配関係がある1以上の他の法人）がその他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するときは、当該一の者は当該その他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するものとみなす。

特別子会社とは、次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社をいいます（下記（5）③に該当する会社の子会社も該当）。

- (1) 中小企業者
- (2) 代表者
- (3) 代表者の親族（6親等内の血族、）3親等内の姻族
- (4) 代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社

①(2)～(4)により総株主議決権数の過半数を保有されている会社

②(2)～(4)及びこれと(5)①の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の子会社も該当）

③(2)～(4)及びこれと(5)①又は(5)②の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の孫会社も該当）

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

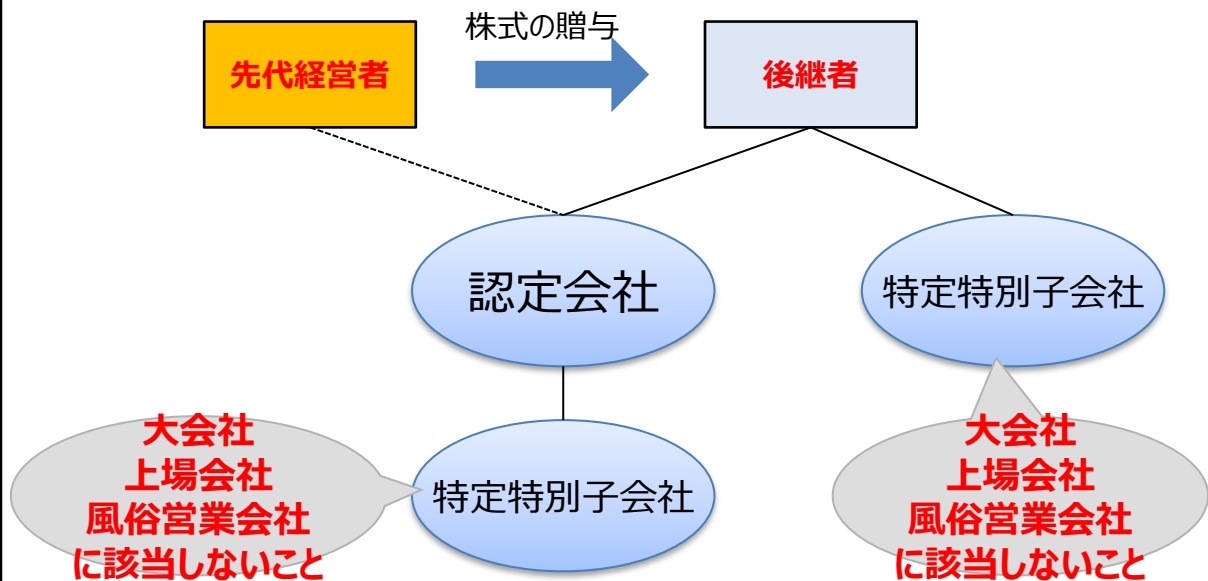
第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- その中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

贈与の時以後認定を受けるまでの間において、申請者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当する場合には、認定を受けることができません。

認定を受けようとする会社の子会社だけでなく、兄弟会社も特定特別子会社に該当するケースがあります。



特定特別子会社とは、次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社をいいます（下記（5）③に該当する会社の子会社も該当）。

- (1) 中小企業者
- (2) 代表者
- (3) 代表者と生計を一にする親族
- (4) 代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社

①(2)～(4)により総株主議決権数の過半数を保有されている会社

②(2)～(4)及びこれと(5)①の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の子会社も該当）

③(2)～(4)及びこれと(5)①又は(5)②の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の孫会社も該当）

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

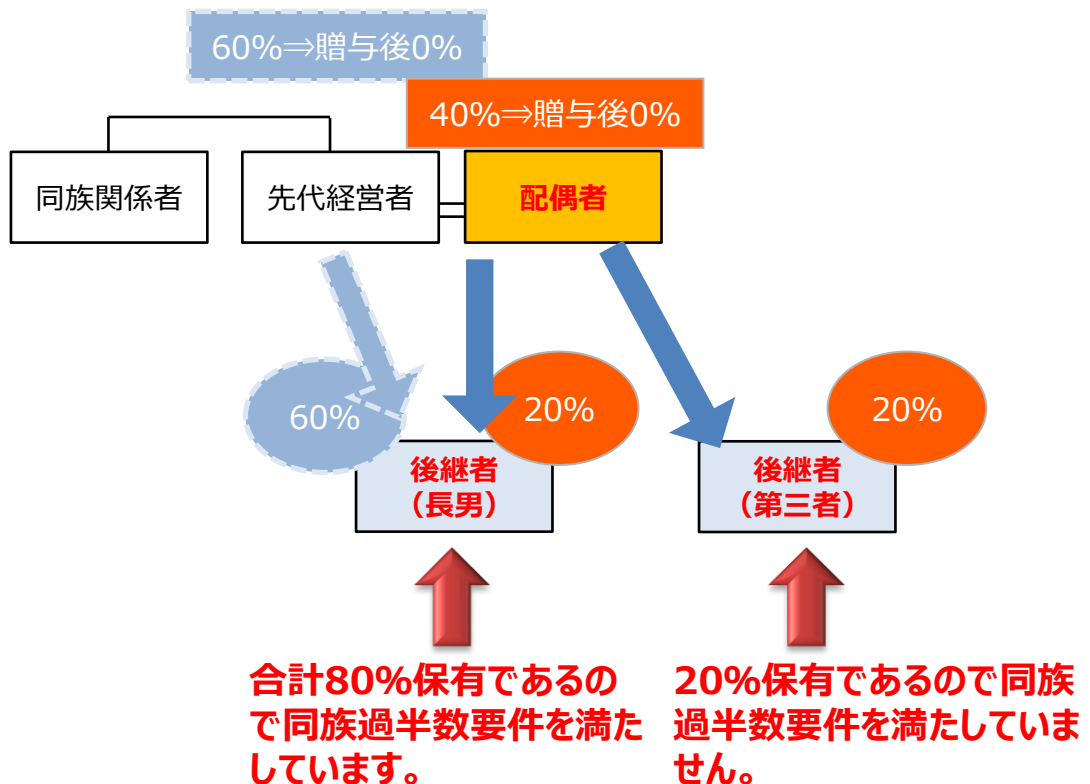
第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- 贈与時において、第二種特例経営承継受贈者とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること

その贈与によりその会社の株式等を取得した代表者であって、贈与の時ににおいて、当該代表者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有していることが必要です。

贈与を受けた後継者が二人又は三人いる場合には、その後継者ごとに過半数の議決権を有しているかを判断します。

例



第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

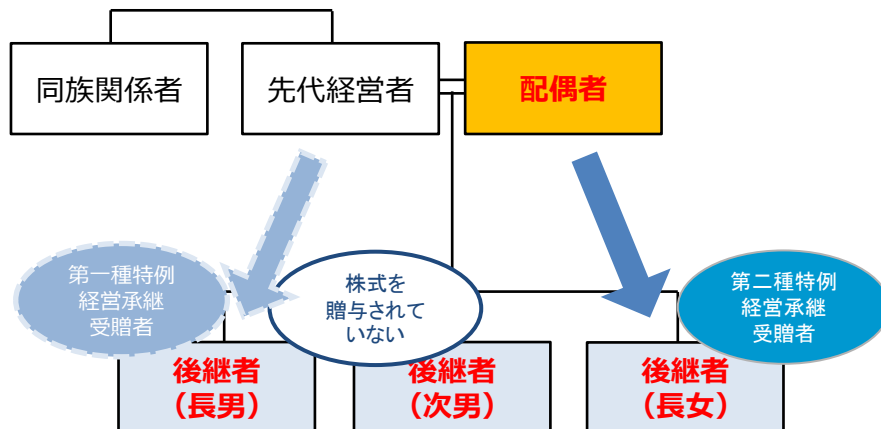
- （後継者一人の場合）同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること

その贈与によりその会社の株式等を取得した後継者が一人である場合には、その後継者が、その後継者とその同族関係者（既に特例措置の適用を受けている後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を有している必要があります。

なお、同族関係者の中に当該後継者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該後継者は最も多くの議決権数を有している者となります。

議決権数の判定は「直接保有している」割合で判定し、「間接保有している」割合は考慮にいません。

例



✓ 注意点

- 特例承継計画において、特例後継者として長男・次男・長女の名前が記載。
- 先代経営者は、長男のみに株式を贈与。
- 先代経営者の配偶者から株式を贈与されたのは、長女のみ。

⇒長女は、（後継者一人の場合）の要件を満たす必要があります。したがって、同族関係者（既に特例措置の適用を受けている後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を有している必要があります。

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

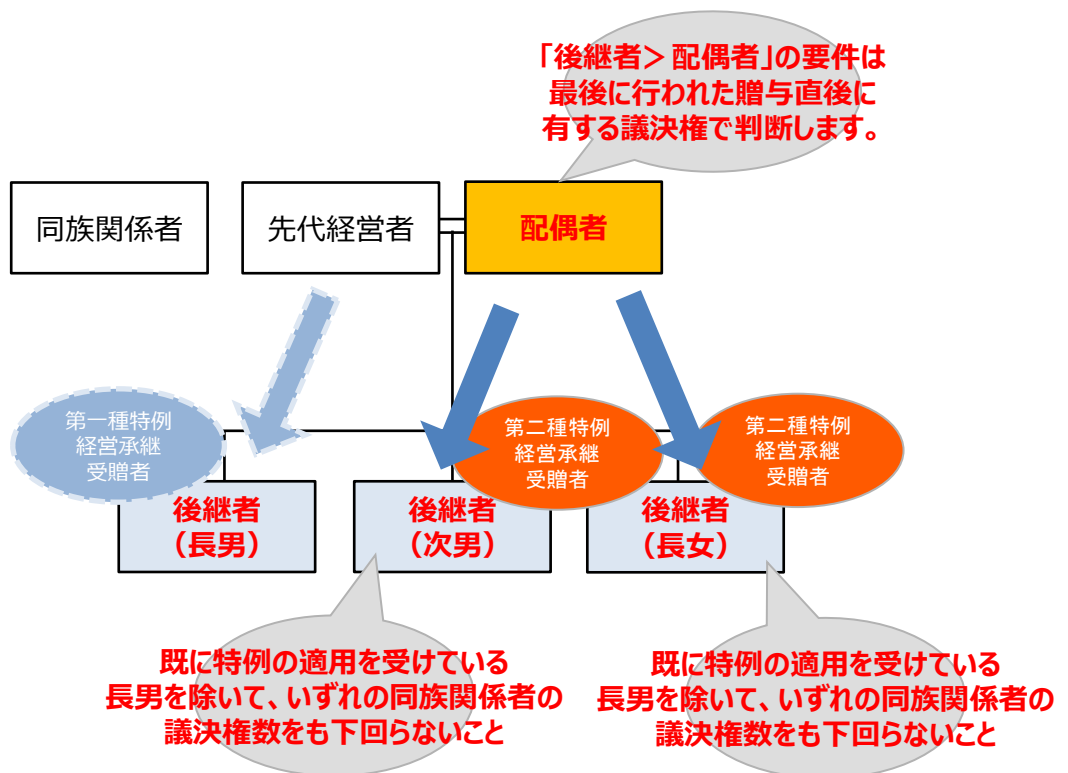
- （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないこと

その贈与によりその会社の株式等を取得した後継者が二人又は三人である場合には、それぞれの後継者が、贈与後において10%以上の議決権を有し、かつ、それぞれの後継者が同族関係者（既に特例措置の適用を受けている後継者を除きます。）のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないことが必要です。

同一年中であれば、同一の贈与者から異なる時期に複数の後継者へ贈与をすることもできますが、この場合、「贈与者よりも多くの議決権数を有するように贈与」という要件については、最後に行われた贈与直後に有する贈与者の議決権の数によって判断します。

なお、同族関係者の中にその後継者と同じ割合の議決権数を有する株主がいてもその後継者は、その同族関係者（既に特例措置の適用を受けている後継者を除きます。）のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らない者、となります。

例



第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- 贈与時に18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与は20歳以上）の代表者であり、かつ、贈与の直前において役員であること

後継者は、贈与時及びその後において、代表権を有している必要があります。

なお、代表者であっても、定款その他の規定により代表権を制限※されている場合には、認定を受けることができません。

※代表権の制限の例としては、「複数の代表者が共同して会社を代表すべき旨」や「代表者●●は手形を振り出してはならない旨」などがあります。

また、当該贈与の直前において申請者の役員であることが必要です。「役員」は、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を意味し（会社法第329条第1項）、持分会社の場合には業務を執行する社員を意味します。定款に業務を執行する社員について別段の定めがなければ、すべての社員が「業務を執行する社員」となります（会社法第590条第1項）。

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- 贈与により取得した株式等を継続して保有していること

その後継者が贈与により取得したその会社の株式等のうち納税猶予の対象とする部分のすべてを所有し続けていることが必要です。

- その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと

その後継者が贈与により取得したその会社の株式等について、既に一般措置の適用を受けている場合には、認定を受けることができません。

- 特例承継計画に記載された特例後継者であること

早期かつ計画的な事業承継を促進するため、特例措置の適用を受けるにあたっては、特例承継計画の作成を求めています。特例承継計画に記載された特例後継者でなければ認定を受けることができません。特例後継者となれるのは、会社ごとに最大3人までです。

特例承継計画は、特例承継計画の申請マニュアル及び記載例を参考に、可能な限り具体的に記載してください。

特例承継計画の確認を受けたあとでも、特例後継者を変更・追加することはできますが、特例後継者が特例措置の適用を受けた後は、当該特例後継者を変更することはできません。

特例後継者を一人又は二人記載した場合には、新たに特例後継者となる者を追加することも可能です。

特例後継者を二人又は三人記載した場合であって、まだ株式の贈与・相続を受けていない者がいる場合は、当該特例後継者に限って変更することが可能です。

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- 贈与時に代表者でないこと

贈与の時に、贈与者は中小企業者の代表者（代表権に一部制限がある者も含みます。）ではない必要があります。

ただし、代表権のない役員として、会社の経営に関与することは可能です。また、役員として報酬を受け取っていても差し支えありません。

- 既に特例措置の適用に係る贈与をしていないこと

既に特例措置の適用を受ける贈与をしている贈与者は、再度この特例の適用を受ける贈与をすることはできません。ただし、その贈与者から株式等を贈与された後継者が二人又は三人である場合には、同年中に限り、それぞれの後継者に対し別日に贈与しても構いません（下図参照）。贈与が別日になった場合、それぞれの贈与に係る認定申請書は一括して提出してください。

1回目の贈与	2回目の贈与	適用の可否
X1年 贈与者X⇒後継者A (特例措置の適用あり)	X2年 贈与者X⇒後継者A (特例措置の適用なし)	X1年に特例の適用を受ける贈与をしているため、X2年は適用不可
X1年 贈与者X⇒後継者A (特例措置の適用あり)	X2年 贈与者X⇒後継者B (特例措置の適用なし)	X1年に特例の適用を受ける贈与をしているため、X2年は適用不可
X1年 贈与者X⇒後継者A (特例措置の適用あり)	X1年 贈与者X⇒後継者A (特例措置の適用なし)	既に後継者Aに対し、特例の適用を受ける贈与をしているため、X1年の2回目の贈与は適用不可
X1年 贈与者X⇒後継者A (特例措置の適用あり)	X1年 贈与者X⇒後継者B (特例措置の適用あり)	後継者が複数の場合は、同一年中の贈与に限り、別日の贈与でも適用可能。したがって、贈与者X⇒後継者Bの贈与も適用可能

第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- 一定数以上の株式等を贈与すること

その贈与により株式等を取得する後継者の人数及び贈与者と後継者の保有する議決権の数に応じて、最低限贈与しなければならない株式等の数が定められています。

【その贈与により株式等を取得する者が1名の場合】

(1)当該贈与の直前において、贈与者と後継者の保有議決権数が合わせてその会社の総議決権数の2/3以上である場合

⇒贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるように贈与すること。

(2)贈与者と後継者の保有議決権数が合わせてその会社の総議決権数の2/3未満である場合

⇒贈与者が保有する議決権株式等のすべてを贈与すること。

なお、発行済株式の総数又は出資金の総額の3分の2に端数がある場合には、その端数は切り上げとなりますのでご注意ください。

（例：発行済み株式総数（議決権に制限なし）が100株の場合、その3分の2は66株ではなく67株となります。仮に贈与者が100株のうち20株を、後継者が100株のうち50株を保有している場合、17株以上を贈与しないと要件を満たさないことになります。（16株の贈与では要件を満たしません。））

認定の対象となる「株式等」については、完全議決権株式等に限定されていません（完全無議決権株式等のみならず、一部の議決権が制限されている株式等も除外されています。）。

【その贈与により株式等を取得する者が2名又は3名の場合】

贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が10%以上であり、かつ、二人目の後継者（後継者が三人の場合には三人目の後継者）への贈与後に、それぞれの後継者が、贈与者よりも多くの議決権数を有するように贈与すること。

※贈与者と後継者が同率である場合には、要件を満たさないことになります。

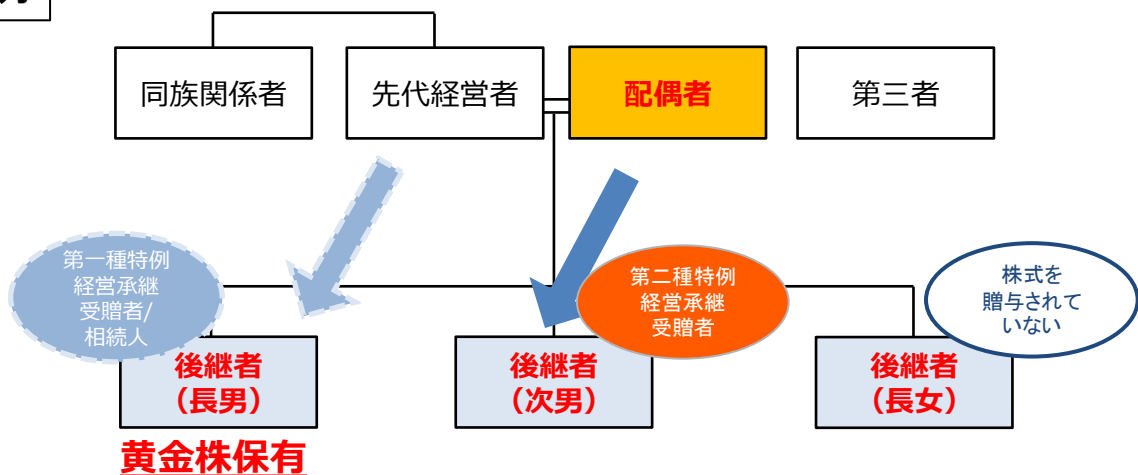
第3節 第二種特例贈与認定中小企業者

- 特例措置の適用を受ける後継者以外の者が拒否権付株式を保有していないこと

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とは、いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」です。拒否権付株式を発行している場合には、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営相続人以外の者が有していないことが、認定を受けるための要件となります。

特例承継計画に記載された特例後継者であっても、まだ株式等の贈与・相続等を受けていない者は第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営相続人とはなりませんので、ご注意ください。

例



第一種認定にあたって、黄金株を保有できるのは第一種特例経営承継受贈者（相続人）である長男に限られます。

- 第一種特例に係る贈与又は相続後に受ける贈与であること

その中小企業者が法第12条第1項の認定(第一種特例贈与又は第一種特例相続に限る。)を受けており、かつ、第二種特例贈与の時において、当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等について第一種特例贈与又は第一種特例相続を受けていることが必要です。

なお、第二種特例贈与「認定前」に第一種特例贈与又は相続の認定を受ける必要はありますが、第二種特例「贈与の時」において第一種特例贈与又は相続の認定を受けている必要はありません。